

第 20 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 7 年 3 月 4 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 65 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 66 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
報第 23 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局 長 渡 辺 一 直 事務局次長 伊 藤 博 之 書 記 宮 内 一 成
6、会議録署名者	14 番 奥村 俊雄 委員 1 番 水野 宏治 委員
7、欠席委員	5 番 木島 和美 委員 6 番 山本 恵美雄 委員
会 長	ただ今の出席委員は、農業委員 12 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 20 回御嵩町農業委員会を開会します。 (本日、5 番 木島 和美 委員、6 番 山本 恵美雄 委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。) 会議録署名者に、14 番 奥村 俊雄 委員、1 番 水野 宏治 委員を指名します。 それでは議題 65 号農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	2 ページをご覧ください。議第 65 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。 (議案書 3 ページ朗読)
会 長	別添資料は 1 ページから 9 ページをご覧ください。以上です。 事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について 12 番 瀬瀬 正彦委員 説明願います。
12 番 瀬瀬 正彦委員	12 番 瀬瀬です。1 号事案の説明をいたします。

	<p>事務局が朗読した部分については、説明を省略させていただきます。資料の1ページから6ページをご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、小原公民館より北西に500m程の所です。権利を設定し、または移転しようとしている事由の詳細は、譲受人は太陽光発電設備を設置する土地を探していました。譲渡人は高齢で耕作ができないため譲渡することにしたという内容です。</p> <p>施設の利用期間は、許可日から永年です。</p> <p>万が一、周辺地域に被害が出た場合は、事業者の責任において対処するとのことです。</p> <p>資金はすべて自己資金です。</p> <p>土地利用計画図、造成計画図、排水計画図、預金残高証明者、隣地承諾者、委任状について確認いたしました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については、2月25日の現地確認により行いました。</p> <p>以上から、1号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。以上で説明を終わります。</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に2号事案について13番 中川 洋二委員 説明願います。</p>
<p>13番 中川洋二 委員</p>	<p>13番 中川です。2号事案について説明します。</p> <p>事務局より説明のありました事項については省略します、資料(5-27~9ページ)をご覧ください。</p> <p>申請地は国道21号顔戸交差点より200mほどのところですが。権利を設定し、又は移転しようとする事由は駐車場。</p> <p>詳細については、譲渡人は高齢で町外に住んでおり、耕作が困難になり管理していけないため譲りたい。</p> <p>譲受人は兼ねてから、敷地内の駐車スペースまた隣接道路の道路幅が狭く車の出し入れがしづらいため、近くに駐車場用の土地を希望していた。近年譲渡の内諾を得たので今回の申請に至ったものとなります。</p> <p>申請地の付近の概要については東・西・北側は宅地・南側は町道となっています。</p>

	<p>造成については道路との境界にある側溝を大きなものに変え、西側宅地との境界は既存のコンクリートから 20 cm 程度離れたうえでブロック積み施工、敷地内は道路の高さまでかさ上げし碎石敷きとなります。</p> <p>西側コンクリートとブロック壁との隙間の部分につきましても、碎石を入れる予定となっております。</p> <p>利用期間は、許可日から永年。資金調達は全額自己資金です。雨水は自然浸透及び南側側溝へ排水し隣地に影響が及ばないようにします。</p> <p>転用にあたっては、万が一被害が発生した場合には転用者の責任をもって解決するとのことです。</p> <p>許可申請書、位置図、現況案内図、登記記録全部事項証明書、住民票、預金通帳の写し、誓約書、委任状、土地利用計画図、を確認し、2月15日に譲受人立ち合いにて事前現地確認2月25日に現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから、2号事案については問題ないと思います、皆さんの審議をお願いします。</p>
会 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
会 長	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第66号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について。を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>4ページをご覧ください。議第66号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、別表のとおり農地法第3条第1項の規定により申請があったので、委員会の許可を求めるものとする。5ページをご覧ください。</p> <p>(議案書5ページ朗読)</p> <p>別添資料は10ページから19ページをご覧ください。以上です。</p>
会 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。当該事案は、中川 洋二委員に関係する内容ですので、農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで中</p>

	<p>川 洋二委員は退席をお願いいたします。</p> <p>(中川 洋二委員退席)</p> <p>1号事案について、2番 田中 幹三郎委員 説明願います。</p>
2番田中幹三郎委員	<p>2番 田中です。先月 25 日に籠橋委員と中川委員の案内で 3カ所 3筆案内して頂いて確認してきました。</p> <p>現地は、きちんと耕作されていることを確認してきました。以上です。</p>
会 長	<p>続いて、籠橋 良平 推進委員に伺います。現地の状況など気になる点などありましたら説明願います。</p>
籠橋 良平 推進委員	<p>はい、中地区の籠橋です。1号事案について田中委員と中川委員とで土地の確認をしましたが、現地は適正に管理をしていましたので問題ありませんでした。以上です</p>
会 長	<p>質疑に入ります。質問はありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
会 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。</p> <p>審議終了いたしましたので、中川 洋二委員の着席を認めます。</p> <p>(中川 洋二委員着席)</p> <p>次に報第 23 号について事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>6 ページをご覧ください。報第 23 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。</p> <p>別表のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について委員会に報告するものとする。7 ページをご覧ください。</p> <p>(議案書 7 ページを朗読)</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明はありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>

会 長	事務局からの補足説明がないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。 これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。
-----	---

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

会 長

14番

1番
